

平成29年度 保育補助者雇上費貸付 募集要項

社会福祉法人山口県社会福祉協議会
山口県福祉人材センター

1 事業の目的

保育所等における保育士の負担を軽減し、保育士の離職防止を図ることを目的として、保育士の雇用管理改善や労働環境改善に積極的に取り組んでいる保育事業者に対し、保育士資格を持たない※保育補助者の雇い上げに必要な費用を貸付けることにより、保育人材の確保を図り、保育士の離職防止、保育環境の改善に資することを目的としています。

2 貸付対象施設・事業所

山口県内の次の(1)又は(2)のいずれかの要件を満たす県内の施設又は事業所とします。

- (1) 平成28年10月11日以降に保育補助者の雇い上げを行う以下の施設又は事業者
- ①児童福祉法第7条に規定する保育所及び幼保連携型認定こども園(地方公共団体が運営するものを除く。)
 - ②児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行う者
 - ③児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業を行う者
 - ④子ども・子育て支援法第59条の2第1項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち、「平成28年度企業主導型保育事業等の実施について」の別紙「平成28年度企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第2の1に定める企業主導型保育事業を行う者
- (2) 特に保育士の業務負担軽減に資する取組を行っている上記(1)の①から④の施設又は事業者であって、山口県が適当と認める者

3 保育補助者の要件

- (1) 保育士資格の取得を目指す者であること。
- (2) 子育て支援員研修(「地域保育コース」における「地域型保育」又は「一時預かり事業」の分類に限る。)など保育に関する一定の研修を受講しているか、それと同等以上であると山口県が認める者であること。なお、勤務開始後、受講することとして差し支えありません。

4 貸付額・貸付内容

(1) 貸付額は、年額2,953,000円以内(無利子)です。

なお、貸付申請年度4月1日に常勤の保育士に占める未就学児を持つ保育士の割合が2割以上の施設又は事業所において、貸付により2人以上の保育補助者を雇上げる場合、年額2,215,000円以内を加算し、年額5,168,000円以内とする。)ただし、以下の費用を除きます。

- ① 小規模保育事業及び事業所内保育事業の貸付対象については、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第29条に規定する地域型保育給付費又は同法第30条に規定する特例地域型保育給付費の支給の算定の対象となる者の雇い上げに係る費用
- ② 企業主導型保育事業の貸付対象については、企業主導型保育事業費補助金において当該補助金の算定の対象となる者の雇い上げに係る費用

5 貸付期間

最長3年間、ただし、貸付期間中に保育補助者が保育士資格を取得し、保育士登録が完了した時点で貸付は終了となります。

6 貸付額の申込方法等

貸付けを受けようとする者は、下記関係書類を、山口県福祉人材センターへ提出してください。なお、貸付の申込みに当たっては、千円単位の額を借受け金額として記載することとします。

- (1) 保育補助者雇上費貸付申請書(第1号様式)
- (2) 誓約書(第1号様式別紙①)
- (3) 支出予定額内訳書…貸付金の使途を明示した書類(第1号様式②)
- (4) 雇用契約書の写し
- (5) 保育補助者が子育て支援員研修(「地域保育コース」における「地域型保育」又は「一時預かり事業」の分類に限る。)を受講していることを確認できる書類又は勤務開始後受講する予定であることを確認できる書類(研修の修了証書等)
- (6) 保育補助者を新たに配置することにより、具体的にどのように保育士の業務負担軽減、勤務環境が改善されるかについての計画書
- (7) 加算を希望する場合には、常勤の保育士に占める未就学児を持つ保育士の割合が2割以上であることが確認できる書類(第1号様式③)
- (8) 2貸付対象施設・事業所の(2)に該当する場合は、特に保育士の業務負担軽減に資する取組みを行っている保育所等と山口県が認めた書類

7 貸付決定・貸付金の振込

提出された申請書類等を県社協で審査のうえ、貸付けの適否を決定し、結果をお知らせします。貸付決定後、口座振込申出書(第7号様式)を提出してください。なお、貸付決定額は、年2回に分けて振り込みます。

8 返還の免除

- (1) 県内の保育所等において、保育補助者が保育の補助等に従事し、かつ、貸付期間（3年以内）に保育士資格を取得したとき又は当該貸付終了後1年の間に保育士資格を取得することが見込まれるとき、その他これに準ずるものとして山口県が認めるときは、全額免除になります。
- (2) 保育所等に1年以上継続して従事し、全額免除に該当しない場合、その勤務期間に応じて一部免除されることがあります。

9 返還

次のいずれかに該当する場合は、貸付金を返還していただくこととなります。

- (1) 支援資金の貸付を解除されたとき。
- (2) 山口県内の保育所等において業務に従事しなかったとき。
- (3) 山口県内の保育所等において業務に従事する意思がなくなったとき。
- (4) 保育補助者雇上費の借受者が、山口県内において8の(1)に規定する業務に保育補助者を従事させる意思がなくなったとき。
- (5) 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

※償還期間は借受けた期間の2倍の期間とし、月賦による毎月の返還額均等割りに百円以下の端数が生じた場合は、その端数は最終償還に加算されるものとする。

10 募集期間

平成29年7月21日（金）から平成30年1月31日（水）まで
（ただし、貸付枠に達した場合には、締め切ります。）

11 問い合わせ先・書類の提出先

事業に関する問い合わせ先、申請書の送付先は、下記のとおりです。

なお、条件等の詳細は、山口県福祉人材センターのホームページに「保育士就職支援金貸付実施要綱」を掲載していますのでご確認のうえ、申請してください。

また、申請様式等はホームページよりダウンロードできます。

社会福祉法人山口県社会福祉協議会 山口県福祉人材センター
〒753-0072 山口県山口市大手町9-6
TEL：083-922-6200 FAX：083-922-6652
E-Mail：jinzai@yg-you-i-net.or.jp

山口県福祉人材センター

検索